

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

上尾市長 畠山 稔

上尾市条例第36号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の225」を「100分の235」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年上尾市条例第3号）第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）第5条第2項

第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の235」を「100分の230」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条第2項

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教

育長の給与等に関する条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。